

都内飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生 及び都の対応について

都立多摩動物公園において、ツクシガモ4羽について鳥インフルエンザ簡易検査で陽性となりました。

都は、今後、以下の対応を行うとともに、国や関係自治体と連携して、適切な対応を講じてまいります。

1 概要

本日、都立多摩動物公園において、ツクシガモ5羽について鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、うち4羽のA型鳥インフルエンザウイルス陽性を確認しました。

※ 現時点では、簡易検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を国立環境研究所で実施予定です。

2 対応

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、以下の対応を実施

＜所管局：福祉保健局＞

- ・動物愛護相談センターが飼養状況を確認し、同施設で飼養されている他の飼養鳥（家きん※を除く）に異常がないことを確認
- ・当該鳥類を飼養していた場所の消毒を指導

(2) 鳥獣保護管理法に基づき、環境省が設定する野鳥監視重点区域（当該飼養施設の周辺10km圏内）について、野鳥の監視を実施

＜所管局：環境局＞

(3) 家畜伝染病予防法に基づき、以下の対応を実施

＜所管局：産業労働局＞

- ・同施設で飼養されている家きんに異常がないことを確認
- ・当該鳥類を飼養していた場所の消毒並びに通行制限及び遮断を指導
- ・確認地点から3km以内の養鶏農家等に対して、家きんの異常有無の確認及び感染の防止を指導
- ・都内の養鶏農家及び区市町村への注意喚起を実施

※ 家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

(4) 都立多摩動物公園の休園 <所管局：建設局>

詳細は令和5年2月14日付「高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生に伴う都立多摩動物公園の臨時休園等について」を参照

3 都民の皆様へ

(1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

(2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。

(3) 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。

4 参考情報

(1) ペットの鳥を鳥インフルエンザに感染させないための対策について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/bird/pet.html>

(2) 野鳥に関する鳥インフルエンザ情報

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html

【問い合わせ先】

福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

電話番号 03(5320)4412 (直通)

環境局自然環境部計画課

電話番号 03(5388)3506 (直通)

産業労働局農林水産部食料安全課

電話番号 03(5320)4845 (直通)

建設局公園緑地部計画課

電話番号 03(5320)5374 (直通)